若者新生活チャレンジ応援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、若者が就職、転職、創業、進学、リスキリング等の新たな挑戦（以下「チャレンジ」という。）に伴い新生活を開始する際に必要となる初期費用の負担を軽減し、山梨で学び、働き、挑戦できる環境の整備を図るため、若者が新生活の開始に要した経費に対し、予算の範囲以内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）若者　補助金の交付申請を行う日の属する年度の末日において、満 18 歳以上満 29 歳以下である者をいう。

（２）チャレンジ　就職、転職、創業、進学又はリスキリングであって、別表に定めるものをいう。

（３）新生活　チャレンジに伴い、県内において新たに生活の本拠とする住居を賃借し、当該住居に住民票を異動して生活を開始することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、若者であって、次の各号の全てに該当する者とする。

（１）チャレンジを行う者であること。

（２）新生活を開始した者であること。

（３）補助金の交付決定の日から 2 年以上継続して県内に居住する意思を有すること。

（４）県税その他の地方税を滞納していないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（６）過去に本補助金の交付を受けていないこと。

（７）その他知事が不適当と認める者でないこと。

２　前項第１号の要件は、別表に掲げるチャレンジを行うことが決定し、又は現に行っていることとする。

３　第１項第２号の要件は、次の各号の全てに該当することとする。

（１）チャレンジの開始日の前後 3 月以内に、県内において新たに生活の本拠とする住居の賃貸借契約を締結していること。

（２）前号の住居に住民票を異動していること。

（３）前号の住居に現に居住していること。

４　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の対象としない。
（１）住居費等を本人が負担していない場合
（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営み、又はこれらに従事する場合
（３）その他知事が不適当と認める場合

（補助対象経費）
第４条　第１条に規定する若者が新生活の開始に要した経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。
（１）敷金
（２）礼金
（３）仲介手数料
（４）引越費用
（５）その他知事が特に必要と認める初期費用
２　補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、上限額は補助対象者 1 人当たり 10 万円とする。

（補助金の交付申請書及び添付書類の様式等）
第５条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に必要な書類を添付して、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び額の確定）
第６条　知事は、前条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第２号）を申請者に送付するものとする。
２　知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付すことができるものとする。
３　補助対象経費について、国、地方公共団体その他の団体から補助金その他これに類する給付を受ける場合は、当該給付の内容を勘案し、知事が適当と認める額を補助対象経費から控除するものとする。

（補助金の交付方法）
第７条　知事は、前条第１項の規定による交付すべき補助金の額を確定したのち、速やかに、申請書兼実績報告書にある口座に支払うものとする。

（申請の補正が行われなかった場合等の取扱い）
第８条　知事が第６条第１項の規定による交付の決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該交付決定を取り消すものとする。

（指示及び検査）

第９条　知事は、補助対象者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

２　知事は、誓約事項に関して疑義が生じた場合は、補助対象者の同意を得た上で住民基本台帳データを照会することができる。

（交付決定の取消等）

第１０条　知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（１）補助対象者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の支給を受けたと認める場合

（３）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

２　知事は、前項の規定により交付決定を変更し、又は取り消したときは、変更交付決定通知書（様式第３号）又は交付決定取消通知書（様式第４号）を申請者に送付するものとする。

３　知事は、前項の取消しをした場合において、期限を付して、既に交付した当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

４　前項の場合において、知事が別に定める補助金の返還期日までに納付しなかった場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（帳簿の備付等）

第１１条　補助対象者は、補助事業に係る証拠書類等の管理については、支給を受けた日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（雑則）

第１２条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１５日から施行する。

別表（第２条関係）

類型	区分	内容
仕事 チャレンジ	就職	卒業その他の事由により、新たに県内を主たる勤務地として就業すること。（単なる配置換えや転勤は対象外）
	転職	現に就業している者が離職し、新たに県内を主たる勤務地として就業すること。（新たな雇用契約を伴わない異動は対象外）
	創業	県内で新たに事業を開始し、個人事業主又は法人の代表者となること。
学び チャレンジ	進学	高等学校等卒業後に就業その他の社会経験を有する者が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校その他知事が適当と認める教育機関に入学し、学修を行うこと。
	リスキリング	新たな知識又は技能を習得し、又は既有の知識若しくは技能を向上させるために行う教育訓練その他の学習活動を行うこと。

様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

〒
申請者　住所
氏名
生年月日
電話
メール

若者新生活チャレンジ応援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

若者新生活チャレンジ応援事業費補助金の交付を受けたいので、若者新生活チャレンジ応援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び実績報告します。

１　交付申請額兼実績報告額　　金　　円

２　チャレンジ区分
申請する区分に〇を記入してください。

チャレンジ類型		区分	対象者
大分類	小分類		
仕事チャレンジ	就職		卒業その他の事由により、新たに県内を主たる勤務地として就業する者（単なる配置換えや転勤は対象外）
	転職		現に就業している者が離職し、新たに県内を主たる勤務地として就業する者（新たな雇用契約を伴わない異動は対象外）
	創業		県内で新たに事業を開始し、個人事業主又は法人の代表者となる者
学びチャレンジ	進学		高等学校等卒業後に就業その他の社会経験を有する者が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校その他知事が適当と認める教育機関に入学し、学修を行うこと。（高校卒業直後の進学者、浪人生等は対象外）
	リスキリング		新たな知識又は技能を習得し、又は既有の知識若しくは技能を向上させるために行う教育訓練その他の学習活動を行うこと。

３　チャレンジ開始日　令和　　年　　月　　日

４　新生活開始日　　令和　　年　　月　　日

５　振込口座情報

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※申請者と同一名義の口座を指定すること。

6　誓約事項

次のとおり相違ないことを確認の上、各項目の確認欄に〇を入れてください。

誓約事項		確認欄
1	本補助金の支給対象者の要件を満たしています。	
2	本補助金の申請に当たり、山梨県（補助金事務局）に提出した本補助金の申請に関する書類、及び通帳その他の提出書類等に記載の事項に虚偽はありません。	
3	本補助金の交付対象となる経費について、国、地方公共団体その他の団体が実施する補助金等により、同一の経費に対する補助を受けていません。	
4	補助金交付決定の日から２年以上継続して、県内に居住する意思があります。	
5	県税その他地方税に未納はありません。	
6	山梨県から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。	
7	本補助金の交付要件の確認に必要な範囲において、山梨県が住民基本台帳その他の公簿等を閲覧し、又は関係機関に照会することに同意します。	
8	本補助金に係る証拠書類等の管理については、交付を受けた年度終了後５年間保存します。	
9	以下の場合には速やかに申請の取り下げ、返還に応じます。 ①虚偽の申請が判明した場合 ②誤った申請と給付がされていたことが判明した場合 ③誓約事項が遵守されなかった場合	

様式第１号の１

若者新生活チャレンジ応援事業費補助金申請兼実績報告額内訳書

補助対象経費（区分）	内容	金額（円）
敷金		
礼金		
仲介手数料		
引越費用		
その他		

補助対象経費合計金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

国、地方公共団体その他の団体から補助金
その他これに類する給付として受けている金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

補助金申請額（上限 100,000 円） ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

※上記内容及び金額が確認できる書類（賃貸借契約書の写し、敷金・礼金・仲介手数料・引越費用の請求書等）と、支出した事実がわかる書類（領収書、振込明細書、通帳の写し等）を添付して提出してください。
※家具・家電の購入費、通信費、光熱水費等は対象外です。

証明書類添付用ページ

（内訳書に記載した金額について、証明する書類の写し（領収書等）を添付してください。）

添付書類確認表

提出書類を確認のうえ確認欄に〇を入れてください。

	提出書類	確認欄
1	交付申請書兼実績報告書（様式第１号）	
2	申請兼実績報告額内訳書（様式第１号の１）	
3	申請者の氏名、生年月日及び現住所が確認できる本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどその他書類）	
4	振込先金融機関の口座が確認できる通帳の写しなど	
5	チャレンジプラン（様式第５号）	
6	チャレンジ区分に該当することを確認できる書類 就職、転職：採用通知書、雇用契約書など 創業：開業届、法人設立届出書など 学び直し：合格通知書、在学証明書など リスキリング：受講決定通知書、受講証明書など	
7	誓約書（様式第６号）	
8	申請者本人が賃借人である住宅の賃貸借契約の写し	
9	住民票の写し	
10	補助対象経費の金額が確認できる書類（敷金、礼金、引越費用の請求書など）	
11	補助対象経費の支払いを確認できる書類（領収書、振込明細書、通帳の写しなど）	
12	その他知事が必要と認める書類	

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

様式第２号（第６条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

山梨県知事　　印

若者新生活チャレンジ応援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった若者新生活チャレンジ応援事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、若者新生活チャレンジ応援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条第１項の規定により通知します。

１　補助対象経費　　金　　円

２　補助金の交付決定額　　金　　円

３　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

（１）次のいずれかに該当する時は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消す場合がある。

ア　補助対象者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

イ　申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合

ウ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

（２）補助金の交付決定を取消した場合、期限を付して、既に交付した当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（３）補助金の返還を命ぜられたときは、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

４　本事業に係る証拠書類等の管理については、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

５　その他、規則及び要綱の定めに従うこと。

様式第３号（第１０条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

山梨県知事　　印

若者新生活チャレンジ応援事業費補助金変更交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付け第　号で交付決定及び額の確定をした若者新生活チャレンジ応援事業費補助金については、若者新生活チャレンジ応援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１０条第２項の規定により、下記のとおり変更することを決定したので通知します。

１　当初交付決定兼確定額　　金　　円

２　変更後交付決定兼確定額　金　　円

３　変更理由

様式第４号（第１０条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

山梨県知事　　印

若者新生活チャレンジ応援事業費補助金交付決定取消通知書

令和　　年　　月　　日付け第　号で交付決定及び額の確定をした若者新生活チャレンジ応援事業費補助金については、若者新生活チャレンジ応援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１０条第２項の規定により、交付決定及び額の確定の全部（一部）を取り消したので通知します。

１　当初交付決定兼確定額　　金　　円

２　取消額　　金　　円

３　取消後の額　　金　　円

４　取消理由